

第30条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市・まちづくり課

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 7月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第41号

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

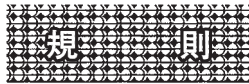
長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第27条第1項」を「第27条」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 7月18日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第32号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第61条の3中「第40条の2第2項」を「第40条の2の2第2項」に改める。

様式第82号の3中「第40条の2第1項」を「第40条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税 務 課

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年 7月18日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会

規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項」の次に「及び第10項」を加える。

第6条の2第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 退職手当条例第5条第1項第2号に規定する者
 - (2) 退職手当条例第8条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 第6条の2第6号を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

(個別延長給付に相当する退職手当を支給することができる者) 第8条の2 退職手当条例第10条第10項第2号のイに規定する人事委員会の定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者
退職職員(退職した退職手当条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)であつて、同号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者
退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者
退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

2 退職手当条例第10条第10項第2号のイに規定する人事委員会の定める者は、前項第2号に定める者とする。

第11条第1項の表の第4条第4項の項、第6条の項及び第8条第1項の項中「第11条」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「前条第4項」とあるのは「第11条において準用する第4条第4項」とを削る。

様式第14号中

認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日
特定職種受講日数	日	寄宿日数	日		日

を

認 定 日 数	日	受 講 日 数	日
通 所 日 数	日	寄 宿 日 数	日

に改める。

様式第16号中「安定所又は」を「安定所、地方公共団体又は」に改める。

様式第20号中 「乗車(船)の場所」を

乗車(船)の場所 (出発空港)	に、	下車(船)の場所	を
--------------------	----	----------	---

「下車(船)の場所
(到着空港)」

※ 船 賃	
距離	運賃
キロメートル	円

に、 を

※ 船 賃		※ 航 空 賃	
距離	運賃	距離	運賃
キロメートル	円	キロメートル	円

に改める。

様式第21号中

船 賃	
距離	運賃
キロメートル	円

を

船 賃		航空賃	
距離	運賃	距離	運賃
キロメートル	円	キロメートル	円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長野県職員の退職手当に関する規則第8条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

人事委員会事務局



長野県告示第386号

消防団員等顕彰金及び殉職者特別顕彰金支給要綱(昭和45年長野県告示第189号)の一部を次のように改正し、平成29年3月1日から適用します。

平成29年7月18日

長野県知事 阿 部 守 一

第1中「) 第11条第1項」を「。以下「法」という。) 第11条第1項」に、「及び同法第19条第1項」を「、法第19条第1項」に、「(以下)」を「及び法第30条第3項に規定する航空消防隊の隊員(以下)」に改める。

第2中「又は地震等の災害に際し」を「若しくは地震等の災害又は航空消防隊の業務(以下「災害等」という。)において」に改める。

第5第1項中「災害に際し」を「災害等において」に改める。

第7中「消防団員等に」を「法第11条第1項に規定する消防職員又は法第19条第1項に規定する消防団員に」に、「消防団員等の」を「消防職員又は当該消防団員の」に改め、同第7に次の1項を加える。

2 法第30条第3項に規定する航空消防隊の隊員に顕彰金等を支給するに相当する理由が生じたときは、当該隊員の属する消防防災航空センターの所長は内申書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 前項第3号に掲げる書類
- (2) 遺族と航空消防隊の隊員の続柄を証明する書類(その遺族が婚姻の届出をしていないが、隊員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の関係にあった者である場合は、その事実を証明する書類)
- (3) その他知事が必要と認める書類

第9中「に通知」を「又は消防防災航空センター所長に通知」に改める。

様式第1号中「市町村長 〇」を

「市町村長 〇」に、
(消防防災航空センター所長) 」

災害発生日時
災害発生場所
災害発生状況

を

災害等発生日時
災害等発生場所
災害等発生状況

に改める。

消 防 課